

公告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 早川 雅



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。
なお、本入札にかかる契約締結は、当該業務に係る令和6年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件名(品名)	規格	単位	予定数量	備考
臨床検査外202件	内訳書のとおり			

(2) 履行場所 契約相手方指定場所

(3) 履行期間 契約締結日～令和7年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) 1 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令和6年3月26日(火)10時30分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定(予定総額)

10 契約方法 単価契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和6年3月22日(金)必着。
- (4) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税額相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。
- (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
電話(053)472-1111 内線 7041 FAX(053)472-7735

担当: 春江

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	臨床検査		浜基LPS-M20003	
			承認	令和2年 3月 2日
			作成	令和2年 2月 19日
			改正	令和 年 月 日
				令和 年 月 日
		作成部 隊等名	1空団衛生隊	
<p>1 概要</p> <p>この仕様書は、航空自衛隊浜松基地における臨床検査に関する役務について定める。</p> <p>(1) 履行場所 契約相手方が示す場所</p> <p>(2) 履行期間 契約締結日～契約締結日の翌年3月31日</p> <p>2 関連規則</p> <p>(1) 衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約</p> <p>(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条及び臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条の規定に基づき算定するものとする。</p> <p>3 実施要領</p> <p>(1) 官側</p> <p>ア 検査方法の細部については、発注書により指示する。</p> <p>イ 衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（以下、「規約」という。）に基づき、検体採取に必要な容器等を準備する。</p> <p>(2) 契約相手方</p> <p>ア 検体の収集は官側指定日に実施する。</p> <p>イ 発注書により所定の検査を行い、結果を検査報告書（任意様式）により速やかに報告する。</p> <p>ウ 検査数値に過度な異常を認めた場合、検査報告書に加え電話等の手段により直ちに報告する。</p> <p>エ 規約第4条の規定に該当する容器を準備する。</p> <p>4 検査 検査報告書の受領をもって検査を終了する。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 検査結果に疑義がある場合、検査報告書受領後速やかにその旨を契約相手方に通知する。</p> <p>(2) 本仕様書において疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。</p> <p>(3) 本契約に基づき各種業務を行う者は、個人情報保護にかかる各種法令を遵守すること。</p>				

分類番号：E-10-124

保存期間：5年

保存期間満了時期：2025. 3. 31

作成年度：2019年度

枚数：1枚

開示判断：開示